

# 政務活動費アンケート調査御協力をお願い

2018年4月4日

各都道府県議会議長 殿  
各政令指定都市議会議長 殿  
各中核市議会議長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議  
事務局長 新海 聡  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9  
チサンマンション丸の内第2 303  
TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050  
<http://www.ombudsman.jp/> info@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務活動費調査を実施し、アンケートの集計結果については、来る9月1日、2日に新潟市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、5月7日(月)までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はこのワードに入力いただき、メールにて返信（info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

謹 白

記

自治体名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ FAX 番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

平成30年4月1日現在でお答え下さい。 a)、b)・・・の各カッコ内に ○ をお付け下さい。

(1) 平成30年度の政務活動費の支給対象と、支給上限額についてお答えください。会派と議員個人にそれぞれに支給している場合はいずれもご記入ください。

- a) ( ) 会派に支給 議員一人当たり 月 \_\_\_\_\_ 円、 年 \_\_\_\_\_ 円  
b) ( ) 議員個人に支給 議員一人当たり 月 \_\_\_\_\_ 円、 年 \_\_\_\_\_ 円  
c) ( ) その他(個別にお書き下さい) ( \_\_\_\_\_ )

(2) 平成29年度の政務活動費の支給上限額は、

- a) ( ) 平成30年度の政務活動費の支給上限額と変化なし  
b) ( ) 平成30年度の政務活動費の支給上限額と異なり、  
平成29年度は議員一人当たり月 ( \_\_\_\_\_ ) 円であった。

(3) 領収書の議会への添付状況と根拠法令

①領収書の議会への提出形式(平成30年度支給分)

- a) ( ) 原本  
b) ( ) 写し  
c) ( ) 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出  
d) ( ) その他 ( \_\_\_\_\_ )

②支払先が個人の場合の領収書の氏名について(平成29年度支給分)

- a) ( ) 公開する  
b) ( ) 金額を非公開にして氏名を公開する

- c)  非公開
- d)  場合によっては公開 (場合をお書きください\_\_\_\_\_)
- e)  その他(具体的にお書きください\_\_\_\_\_)

③領収書は web 上で公開されますか(平成29年度支給分)

- a)  公開されている (年 月 日から web 上で公開)
- b)  公開していないが、平成30年度支給分以降は公開することが決定している
- c)  公開していない

④添付された領収書を市民が閲覧する方法

- a)  収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能  
閲覧可能時期の規定の文言\_\_\_\_\_
- 29年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 平成30年 月 日から
- b)  情報公開請求しなければ閲覧は不可能

(4) 会計帳簿(会計帳簿とは、支出の内訳表や支出伝票記録簿など、支出の日付、内容、金額などが一覧表になったものを指します)の議会への提出状況と根拠法令

①会計帳簿の議会への提出について(平成30年度支給分)

- a)  提出を義務付けている  
(根拠法令を教えてください\_\_\_\_\_)
- b)  義務付けていない

②会計帳簿は web 上で公開されますか(平成29年度支給分)

- a)  公開されている (年 月 日から web 上で公開)
- b)  公開していないが、平成30年度支給分以降は公開することが決定している
- c)  公開していない

(5) 活動報告書(領収書、会計帳簿、視察報告書以外で、政務活動の内容がわかるもの)の議会への提出・公表状況と根拠法令(平成30年度支給分)

①活動報告書の議会への提出について

- a)  作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している(収支報告書と一体化した定型書式)
  - b)  作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している(収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付)
  - c)  作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
  - d)  作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管(情報公開の対象外)
  - e)  作成を義務づけていない
- a~dと回答された場合、根拠法令を教えてください\_\_\_\_\_

②活動報告書は web 上で公開されますか(平成29年度支給分)

- a)  公開されている (年 月 日から web 上で公開)
- b)  公開していないが、平成30年度支給分以降は公開することが決定している
- c)  公開していない

(6) 視察報告書の議会への提出状況と根拠法令(平成30年度支給分)

- a)  作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している(収支報告書と一体化した定型書式)
- b)  作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している(収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付)
- c)  作成を義務付け、閲覧には情報公開請求が必要
- d)  作成を義務づけているが、情報公開の対象外で会派保管(非公開)

e) ( ) 作成を義務づけていない

a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください \_\_\_\_\_

②視察報告書は web 上で公開されますか（平成 29 年度支給分）

a) ( ) 公開されている ( 年 月 日から web 上で公開)

b) ( ) 公開していないが、平成 30 年度支給分以降は公開することが決定している

c) ( ) 公開していない

(7) 領収書、会計帳簿、活動報告書、視察報告書を web 上で公開していない場合、平成 29 年度政務活動費について、議会公式ホームページへの記載は、

a) ( ) 支出総額のみ記載あり (URL を教えてください) \_\_\_\_\_

b) ( ) 収支報告書（支出項目毎の総額と簡単な概要のみ記載しているもの）

と同様の記載あり (URL を教えてください) \_\_\_\_\_

c) ( ) 収支報告書と、それ以上の詳細な記載あり (URL を教えてください) \_\_\_\_\_

記載項目 \_\_\_\_\_

d) ( ) 記載なし

(8) 具体的な政務活動費の使途基準などを定めたマニュアル(手引き、指針等)

について

①作成状況 a) ( ) 作成している

b) ( ) 作成していない

②上記マニュアルの策定日（最新版のもの） \_\_\_\_\_

③上記マニュアルの情報提供の可否 \_\_\_\_\_

④上記マニュアルを作成している場合、web 上での有無

a) ( ) web 上で公開済

b) ( ) web 上での公開なし

(9) 収支報告書の収支報告額について、収入を超過する支出額の報告を認めていますか

a) ( ) 認めている

b) ( ) 認めていない

(10) 個人への政務活動費の支給方法について

a) ( ) 領収書を事務局が確認したあと、個人に支給する

b) ( ) いったん会派に支給し、会派が個人の領収書を確認したあと個人に支給する

c) ( ) 条例で定められた定額を個人に直接支給する。

(11) 平成 29 年度政務活動費の領収書等について、web 上で公開していない場合、CD・DVD 等データでの安価な市民への提供は可能ですか ※愛知県・三重県・札幌市などは数百円でデータを提供しています。

① ( ) 可能（提供可能な内容をお書きください \_\_\_\_\_）

② ( ) 不可能

(12) その他、特記事項があればお教えてください。

（第三者機関で政務活動費の金額を審議している、領収書提出前に公認会計士の事前審査を受けているなど）

\_\_\_\_\_

ありがとうございました